

環境文明社会づくり あれこれ(17)

源流(17)

前回に書いたような事情で経済学に疎かった私が、環境委員会の下に設けられた経済専門家中心の小委員会でのPPP(汚染者負担の原則)例外規定の内容を詰める作業に、日本側の担当者として参加した。この会合には私一人が出席することもあったが、節目の時には、主として通産省の担当課長が出張してきた。何故なら、日本政府が設立し、顕著な効果をあげていた公害防止事業団による防止設備等に対する資金面での支援がPPP違反とされないよう、起草文言をチェックする必要があったからだ。

ついでに言うと、当時の日本側のPPPに対する関心はそれだけで、それ以外の理念の深掘りや適切な例外条項の規定づくりに積極的に参加し貢献する準備と意欲は殆どなかったと記憶する。今にして思えば、この問題の本質は、各国の環境政策が貿易上の歪みを生じさせない限界を産業社会の現実と折り合いをつけることであったが、当時の私には思い及ばなかった。現在EUがCO₂の排出削減を適切にしていない域外の国からの

製品(例えば自動車、鉄鋼など)の輸入に対しては、EU域内の企業負担の公平性の観点から関税の導入を決めているが、これもPPP論議の延長線上の問題と理解される。

さて、OECDはこの例外問題を含み、「汚染者負担の原則の実施に関する理事会勧告」を74年11月に決定した。これに至る経済小委員会での1年ほどの検討の間に、私は次第に環境対策における経済的手法の重要性に気付き、経済専門家の議論に真剣に耳を傾けるようになった。改めて自分が日本の公害対策の現場で身に付けた知見が、ある意味、特殊な条件下におけるものであったことに気付かされた。

その気付きを促したものは、私がパリに住んでいたことに関係する。パリでは、都心からどの方向にでも30分も車を走らせれば、住居など建物は一軒も見えない平野に出るが、そこには都市計画、土地利用計画が厳然と機能している。都市計画がほとんど機能していない日本では、住宅地の中に工場が割り込んだり、住宅・学校などのすぐ近くを高速道路や新幹線が、当たり前のように敷設される状況では、大気汚染や騒音の発生

加藤 三郎

源に対する直接規制以外には、住民の健康や安寧は保てない、特殊条件下の公害対策政策であったことを痛感させられた。

私たちは今、環境文明社会を一刻も早く構築しなければならず、その中身としては、グリーン経済や技術のグリーン化が不可欠だと長いこと主張している。つまり、経済的手法(例えば、気候対策なら炭素税や排出量取引の導入)により、経済や技術のシステムを転換すべきことを、自信を持って主張できるのは、OECD環境委員会での苦い経験と学びがあったからである。なお、この辺の経緯は、日立環境財団が発行していた『環境研究』の1978年8月号に「OECDガイディング・プリンシプル」と題してかなり詳しく報告しているが、この論文も含め、86年7月に財団法人日本環境衛生センターから刊行した『豊かな都市環境を求めて』にも収録してある。ちょっと自慢すると、本書は土木学会と国際交通安全学会から88年にダブルで著作賞を受賞した。

